

仕様書番号：第 71 号
作成年月日：令和5年12月5日
作成責任者：技官 高橋 承子

燃料地下タンク液面計補修

宇都宮駐屯地業務隊

仕様書

1 件名 燃料地下タンク液面計補修

2 作業場所 栃木県宇都宮市茂原1-5-45 陸上自衛隊宇都宮駐屯地

3 作業概要 液面計交換 一式

4 一般事項

- (1) 本件は本仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則に基づくものとする。
国土交通省監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」
国土交通省監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (3) 現場の收まり等により、軽微な変更の必要性が生じた場合は、監督官と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、納期等の変更は行わないものとする。
- (4) 作業実施に関して、隊員及び部外者に傷害等を与えた場合、または施設等に汚損を与えた場合は、受注者の責任において復旧及び保障するものとする。
- (5) 作業に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出するものとする。
- (6) 図面・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。
- (7) 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。（各種溶接作業を含む。）
- (8) 撤去品が発生した場合、金属類発生材は、関係書類提出後監督官が指示する場所に搬入するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。
また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票等）にて提出するものとする。
- (9) 作業写真は、各作業の作業前・作業中・作業後、使用材料及び施工後隠蔽になる箇所、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上1部提出するものとする。
- (10) 作業現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
- (11) 作業完了後は、作業現場の後片付け及び清掃を行うものとする。
- (12) 本件は、令和6年3月29日までの間で、官側と調整した日時に実施するものとする。

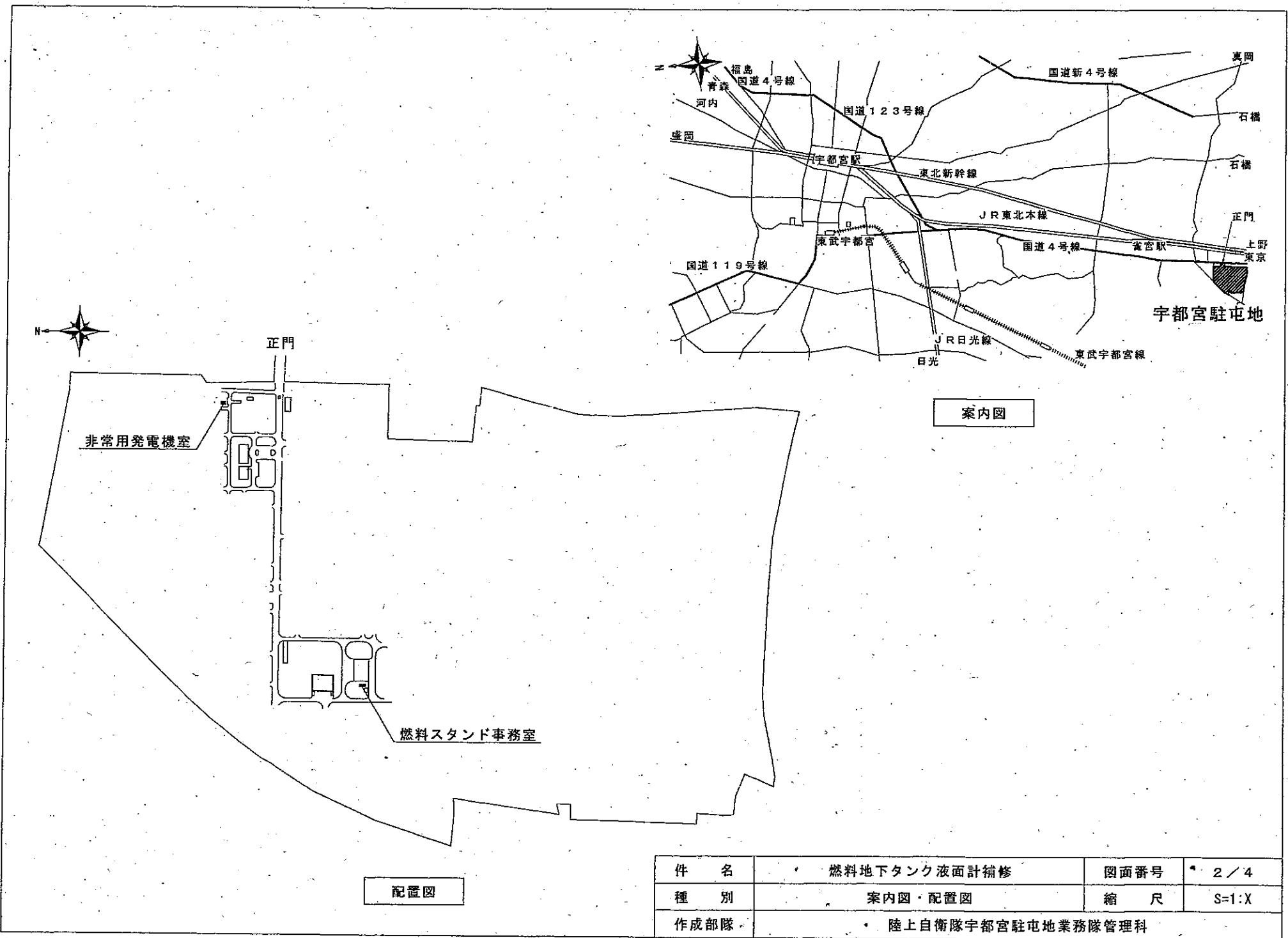
5 特記事項

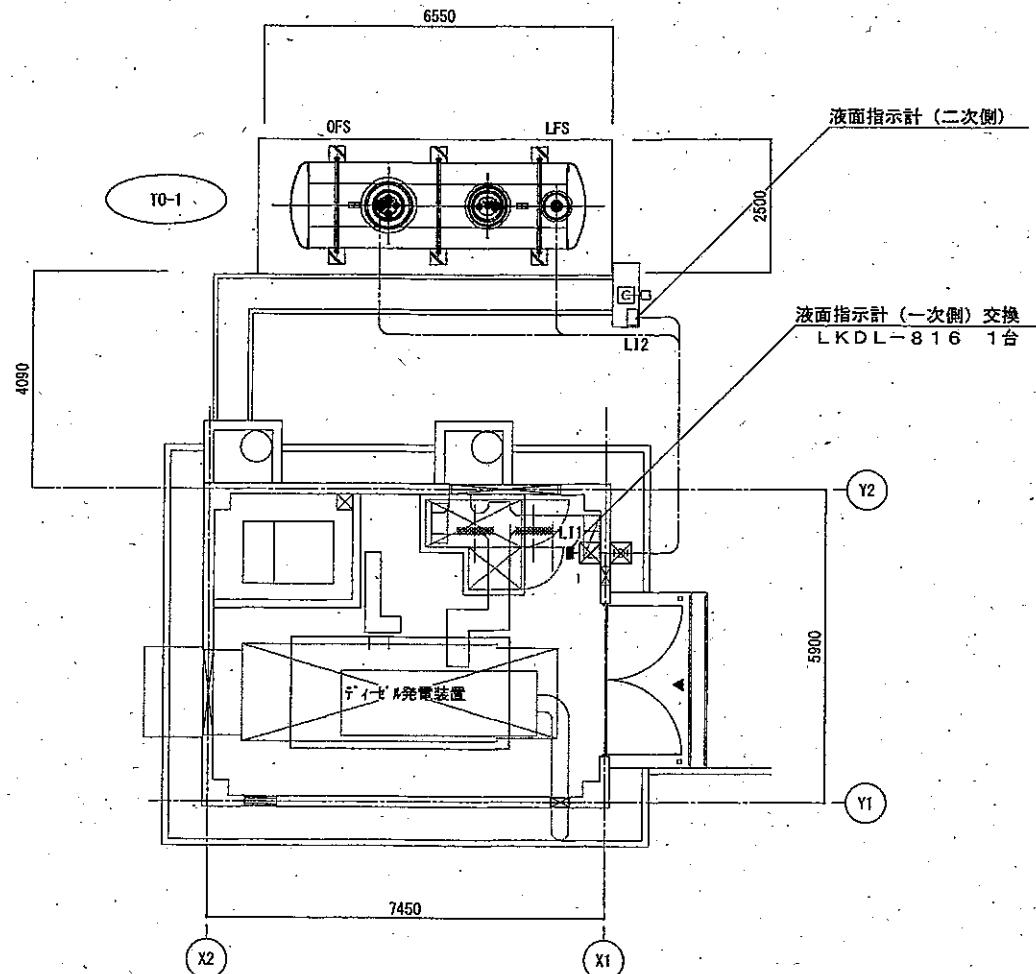
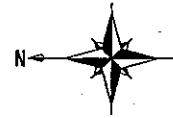
- (1) 交換部品は、次のとおりとする。

品名	規格	数量
二重殻タンク用液面指示計	L K D L - 8 1 6	2台

- (2) 部品交換後、調整を実施し機器が正常な機能を発揮していることを確認すること。
- (3) 主燃料槽満減警報及び主燃料槽油面レベル計測を確認すること。
- (4) 機器に異常を発見した場合は速やかに監督官に報告するものとし、補修方法及び見積書を提出するものとする。
- (5) 本仕様書及び図面に記載並びに監督官の指示がなくとも技術的に当然なすべき事は実施すること。
- (6) 本件の作業は、契約締結後速やかに実施するものとし、細部日程については、監督官との調整によるものとする。

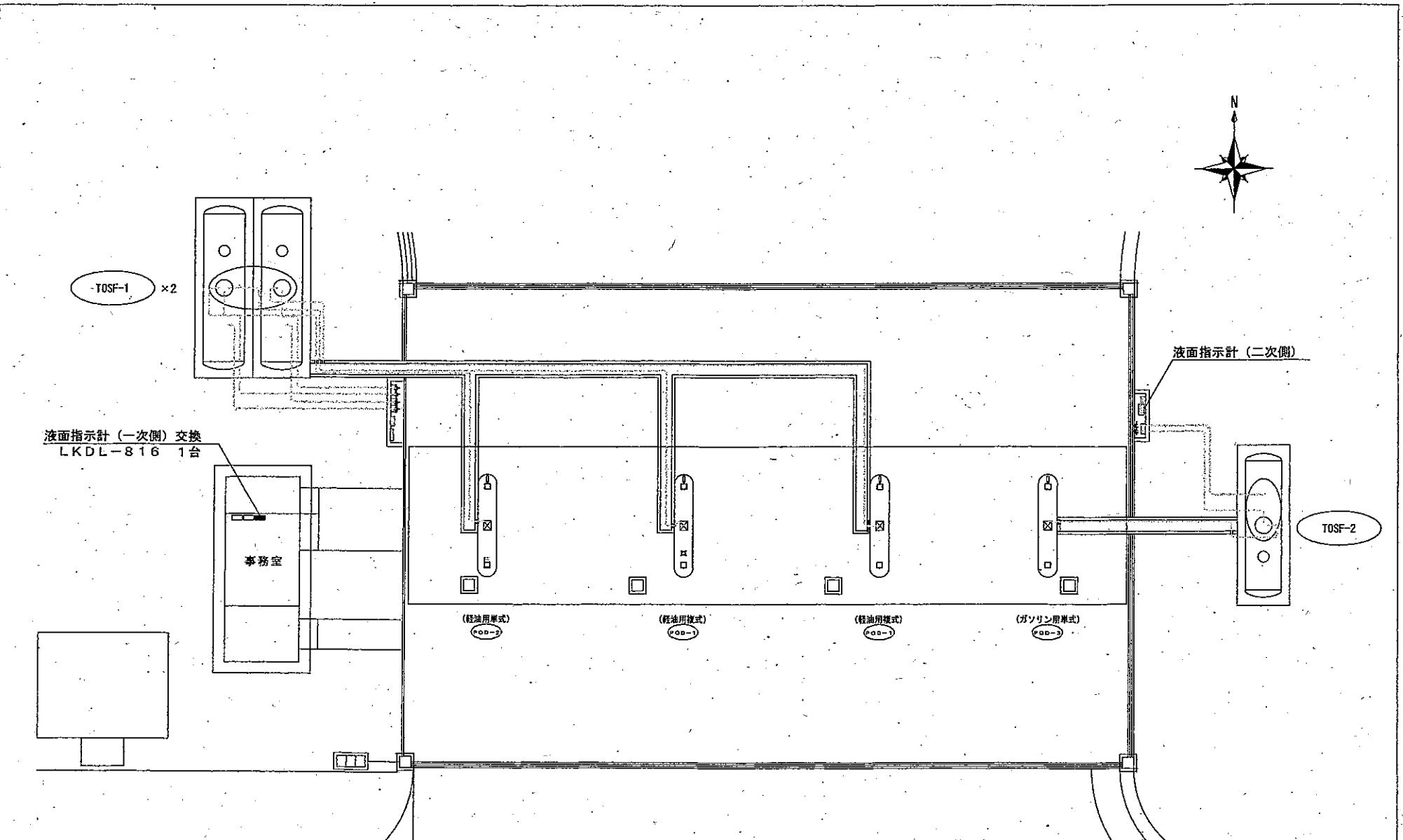
件名	燃料地下タンク液面計補修	図面番号	1 / 4
種別	仕様書	縮尺	
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		





非常用発電機室平面図 S=1:100

件 名	燃料地下タンク液面計補修	図面番号	3 / 4
種 別	* 非常用発電機室平面図	縮 尺	図 示
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		



件名	燃料地下タンク液面計補修	図面番号	4 / 4
種別	燃料スタンド事務室平面図	縮尺	図示
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		